

資 料

資料1 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例

資料2 ボランティア団体等との協働を推進するための県の制度・
施策

資料3 「協働の手引き」作成の過程

資料1 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例

- ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の具体例を通して、実態、意向、さらには協働する上での留意点等を検討するため、
 - ・ かながわボランティア活動推進基金 21・平成14年度協働事業負担金の対象事業
 - ・ かながわ県民活動サポートセンターで設置しているパートナーシップルームを利用している平成14年度に取り組まれている事業
 - ・ 平成14年度に県庁内の全部局を対象に実施した「ボランティア団体等との協調・連携に関する調査」で回答のあった事業から、特徴的な事例を抽出してヒアリング調査を実施しました。

- 対象事例の抽出作業は、「プロジェクトチーム」で行い、
 - ・ 協働事業負担金対象事業から5事業
 - ・ パートナーシップルーム利用事業から5事業
 - ・ ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から10事業の計20事業を抽出しました。

- ヒアリング調査は、平成14年11月から平成15年1月の間、該当の20事業について、ボランティア団体と県の担当部署の双方（計40カ所）に対して実施しました。

なお、調査にあたっては、プロジェクトチームのメンバーが調査者となり、原則として、メンバーであるNPOと県の担当者が同行し、協働して実施しました。

- 各事例ごとに、ボランティア団体と県の担当部署から聴取させていただいた「ヒアリングの概要」と、ヒアリングを通しての「調査者の所見」で構成されています。

| 事業名 | | 女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業 | 対象機関名 | 女性の家サーラー |
|----------|------------------------|--|-------|----------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 2001年にDV防止法が施行されたちょうどそのときに基金21協働事業があった。県としては、外国籍の女性も無視できないとお互いに一致した。また、シェルターやDVが注目されている時期であった。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>団体：県立婦人相談所、かながわ女性センター等の機関では対応が難しい外国籍市民について、自ら一時保護及び相談活動・情報提供を行なう。また、他機関・団体の外国人支援について、情報・助言とサポートを行なう。また、人材育成を行なう。</p> <p>県：サーラーが行う事業に関して情報提供等必用な支援を行う。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | サーラーが独自にこの事業を行うので、県レベルの外国籍市民支援サポートのレベルアップを目指すことができないので、県立婦人相談所や女性センター、他団体にも臨機応変に外国籍市民に関わってもらうようにはたらきかけること。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 1年ではできないので、継続が必要である。継続的資金援助があれば、計画を発展することができる。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 外国籍女性のDVや人身売買等の理由で行き場を失ったりした外国籍女性への相談対応、情報提供、シェルターを提供し、自立のための支援をするために県からの情報収集・情報交換、事業に対する労力の提供、協力を行う。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 協働事業によって福祉事務所、神奈川県内などに知られるようになり良いよい関係ができてきた。サーラーを知ってもらい被害者の人たちに迅速な対応ができるようになった。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 相談等の対応が忙しいために、人権男女共同参画課と話し合う時間が少なかったので、話し合いの必要が生じて、その不足部分を両者のケースカンファレンス等でうめた。 | | |

| 事業名 | | 女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業 | 対象機関名 | 県民部人権男女共同参画課 |
|----------|------------------------|---|-------|--------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 直接のきっかけは、NPOの女性の家サーラーがボランティア活動推進基金21の協働事業を提案し、協議の結果協働が可能であるとの結論を得た上で協働事業負担金対象事業に選考されたことである。協働が成立する背景には、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立により、県は配偶者暴力相談支援センターを設置し、また婦人相談所が法律に基づく一時保護を行うこととなったことがある。サーラーは、外国籍女性のための緊急避難施設として10年の実績があるNPOであり、県では対応が難しい外国籍女性を受け入れることが出来る。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：配偶者暴力相談支援センターの運営、県内施設・相談機関の連携の推進、情報提供、研修・研究 団体：他施設・機関では対応の難しい外国籍女性に対する相談・一時保護、他施設・機関に対する外国籍市民の支援に関わる情報提供・助言等、県への情報提供・助言 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | NPOの主体的な判断や活動の尊重 事業内容を両者がよく調整し意見が一致したものとする事。協働期間終了後を視野に入れ、成果を生かす方策を想定しながら取り組むこと。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 定期的な連絡会議の開催 計画的な事業推進 課題のための広い視野に立った方策の検討と柔軟な対応 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 配偶者暴力防止法の成立により、DV被害者女性に対する県の役割が規定されたが、法律遵守の立場から県の施設・機関では対応が困難な外国籍女性に対してNPOは援助を実施することが出来る。行政の限界をNPOが担うという形態となっている。行政が行いがたい面をNPOが担い、しかし行政は資金面を負担しているという構図。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | よりNPOの意見を聞き、NPOの課題提起を県の取り組みに生かせる体制となった。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 外国籍市民への対応は、言語の問題などで時間を多くとられがちでNPOは常に多忙で意見交換が十分出来ていないと感じているようなので、その充実。 | | |

| 事業名 | | 引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業 | 対象機関名 | NPO 法人楠の木学園 |
|----------|------------------------|--|-------|-------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進している。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 不登校児支援の活動を通して引きこもり青少年を抱える親たちとの交流が生まれ、神奈川県青少年総合研修センターの学習講座に参加するなかで引きこもり青少年の問題を提起し、県民部青少年課の理解を得て、楠の木学園と県青少年課・青少年総合研修センターとの協働による「引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」が発足した。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：引きこもり青少年支援モデル事業の実施主体「リロード」の活動を展開 県： フリースクール居場所親の会などの実態や、ニーズの把握をはじめ、行政の立場からの支援に取り組む | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 協働事業に取り組む当事者が、遠慮なく問題を提起し、話し合える関係の構築。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 青少年引きこもり支援事業は、県民部青少年課・青少年総合研修センターばかりでなく教育委員会・福祉・衛生・商工労働部等の部局との協働を必要としている。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 協働事業の発足・推進に、県の青少年総合研修センターが大きい役割を果たしている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 不登校・引きこもり青少年の実状が把握され、それへの対応が前進した。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 引きこもり青少年支援事業に取り組み、その活動に参加する人材の育成。 | | |

| 事業名 | | 引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業 | 対象機関名 | 県民部 青少年課 |
|----------|------------------------|---|-------|-------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進することを目的に、調査・研究会やモデル支援事業、啓発普及事業などを実施している。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 行政の明確な問題意識及び実践によりNPOとの関係が形成されていたこと。(5年前から、青総研では、不登校・引きこもりという切り口で研究すると青少年のことが分かるのではないかとという問題意識を抱き、NPOと関わっていくようになり、研修や学習会の講師にNPOのメンバーを呼ぶようになった。青総研内に研修の名目で、実験的フリースペースを作り、支援者養成に役立ててきた。)行政の柔軟な対応により、NPOが関わりやすかった。(「青総研は、役所の堅いイメージがなく入りやすい。」と言われた。)支援団体の実績(県内の支援団体は平成10年の調査で約60、平成14年の調査で90。) | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：主に側面支援を行う。情報提供、場の提供、関連研修事業の実施、連絡調整、調査・研究会実施の支援。 団体：事業の実施主体 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 双方が忌憚なく意見表明できる場を意識的につくっていく(事務局ミーティングへの参加など)。また、「協働」を常に意識し、県主導とならないようにする。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | NPOの若いスタッフの斬新な意見を取り入れながら、今後もフェイストウフェイスの関係を続けていく。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 直接的には、1NPO法人との協働であるが、実施事業は、引きこもり青少年支援団体のネットワーク化を目指しており、結果として、県と支援団体全体との協働を目指すという構造になっている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | NPOは元当事者を含めた若いスタッフにより、新しいアイデアを出すとともに、迅速に実行に移す。行政は、側面支援により、その実現性を担保する。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 引きこもり問題は、教育だけではなく、就労、精神保健、福祉など多岐にわたっており、全庁的な連携体制の構築・強化が必要である。 市町村との連携強化も必要である。 | | |

NO3 (団体側)

協働事業の実態に関するヒアリング調査表

| 事業名 | | 市民による里山の保全と活用のシステムづくり | 対象機関名 | NPO 法人よこはま里山研究所 |
|----------|------------------------|---|-------|-----------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施、里山候補地の情報収集等 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 基金21負担金事業へ「提案書」を提出したことが、きっかけ。(それまで特に事前の接触・相談等はしなかった。) | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：庁内調整、市町村とのやりとり 地権者とのやり取り 団体：他の団体とのやりとり | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 戦略は話し合っで一緒に作る。 外部(地権者など)へ依頼文を出すときは、連名で出す。 県側が意志決定に時間がかかるので、当初は苛立ちを感じたが、県側が改善を図ったことでスピードUPが図られ、信頼関係が深まった。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 県は柔軟に対応してくれている。 「団体が動きやすいように動け」と指示していた言葉に感銘を受けた。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 基金21負担金事業として、名実ともに「協働事業」といえる。団は「自分たちの意見・提案は、ほぼ完全に反映されている」と感じている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 県内の活動フィールドが広がった。 森の手入れについて関心の無かった地権者や市民に「何か一緒にやりましょう」と話をしたとき、「ああ、そういうことができるのか」と気付きから「ニーズ」が掘り起こされて、「自分たちでもやってみようか」といった反応が出てきた。 NPOによる森の手入れの活動について、NPOだけで、地権者や市民に話を持ちかけたとき、従来は「いったい、どこの馬の骨だ?」といった反応で、地権者の90%は「ノー」の反応だったが、県の看板があることで、相手からの信頼感が得やすくなった。 違った者がお互いに利用し合える点にメリットがある、得意なところが違うから、やりやすい。(という点を強く感じている。) | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 県の職員は、一般に、直接に市民と接していない。現場に弱い。 3年で異動してしまうので、引き継ぎがあったとしても継続性に不安を感じる。(市町村は最長9年なので、やりやすい) 県の意志決定の迅速化。 | | |

| 事業名 | | 市民による里山の保全と活用のシステムづくり | 対象機関名 | 環境農政部緑政課 |
|----------|------------------------|--|-------|----------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施、里山候補地の情報収集等 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 里山の保全に対し、県民が参加できる仕組みづくりについて、県と里山研究所が課題として共有していたこと。平成13年から基金21の協働事業負担金で、里山研究所からの提案に県が協定書を結び、協働事業を実施することとなった。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：実行委員会事務局の運営、パイロット事業や適地フィールド調査実施の際の各行政機関及び里山の地権者との調整</p> <p>団体：実行委員会の運営、事業フィールド調査、パイロット事業の実施及びボランティアネットワークとの調整</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 団体との情報の共有化に心がける。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | <p>協働双方の意志の疎通を維持していくこと。</p> <p>今、何をやらなければ行けないかを、お互いに理解すること。</p> <p>役割分担は、守らなければならないが、それにとらわれず事業をすすめていきたい。</p> | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | <p>協働事業負担金の対象事業で、里山保全という課題に対し、協定書を結び、明確に役割分担を決めて、相互に補完しながら事業効果を上げている。</p> <p>事業協力として、対等な立場で行われている。</p> | | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>県が里山候補地の各行政機関や地権者との交渉、団体が作業の担い手等との調整というように、役割分担を決め、お互いに不足している分野を補いながら進める事により、単独で行うより効果を上げることができている。</p> | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | <p>県の意見決定の迅速化という課題があるが、NPOとの情報交換の円滑化とともに、あらかじめ判断の範囲を決めることで、柔軟に、早期に対応するよう改善されてきた。また、特定のフィールドで里山に関わるNPOのインキュベーションの進め方が、フィールドを取り巻く環境の違いを反映して千差万別であり、進捗状況に差が生じるのはもちろんシステム化が困難で時間がかかっているという課題がある。</p> | | |

| 事業名 | 小網代の森保全推進事業 | 対象機関名 | 小網代野外活動調整会議 |
|----------|------------------------|---|-------------|
| 項目 | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施 アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成 | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | ●網代の森の保全方針が平成7年に決まり、かながわ新総合計画 21 施策の一つとなったが、72ha の保全方針のうち 0.45ha が買収されただけで公有地化が思うに任せない状態が続いていた。この過渡的な状況のもとで私たち市民団体は行政と連携しつつ、カニパトロールを筆頭とする各種パトロール等を通して訪問者や地元への適切な対応を工夫し、自然の状況、利用の状況、危険個所の把握等、可能な保全努力を進めてきた。今回の協働事業はそのような実績の上で、過渡期からさらに保全後の整備活用におけるパートナーシップも視野に入れて成立したものと市民側は評価している。 ●呼びかけも、計画立案も団体側からの働きかけ。 | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：カニパトロールを含む 4 事業を実施（各種パトロール実施、報告書作成、トラスト活動への啓発、みどり基金への募金、アカテガニビオトープ整備実施）。 県：行政側でできること（地図・資料提供、三浦市等行政との調整、隣接地者への協力依頼、保全対策協議会）を実施。個別の役割分担は別紙にあり。 | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 人的配置、必要品購入。 地元で迷惑をかけないように配慮している。 通常（協働事業実施前）から配慮していることとは同じであり、特には意識していない。 | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 協働事業を推進をバネに、行政・市民活動連携をさらに洗練・強化し、保全努力の飛躍的な展開を促してゆきたいとしているので、行政との信頼関係を保っていくことを重視している。 | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | ネットワーク型。カニパト等の事業活動そのものは変わらないが、規模と質の変化に応じて、参加団体が変化してきている。 平成3年以来、小網代の森を守る会がアカテガニ放仔観察者の安全確保のためのカニパトロールを行ってきていて、観察者が1000人を越えるに至り、平成8年、広く県内自然保護団体に呼びかけカニパトネットワーク96を組織したことが、この団体の母体となった。その後、森利用に関する基本合意事項を作成したり、かながわトラストみどり財団への支援などを工夫する小網代野外活動調整会議を平成10年5月に発足させた。 | |
| | ②協働事業の効果メリット | 県有地である仮称大蔵緑地にアカテガニビオトープ整備の協働を実施することは、市民側にとって、大変喜ばしいことである。また、例年行ってきたカニパト、花パト、道パトが県との協働事業になったことで、実施団体に自信と誇りを与えている。県にとっては、「かながわ総合計画 21」に示された小網代の森保全推進にかかわる市民ボランティアが完全保全を願って既に動いていると言う現状を創出しえているという効果がある。 | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 役割分担がまだ不確定である。事故が実際に起こったときの責任分担等。 道一本を手がかりにそこに人が訪れて、道の整備も、自然の観察もしている状況があり、権利関係の現状の整理の難しさがある。環境の保全では県、道路は三浦市、周辺の土地は民有地であり、道路の正確な場所の特定も、財政上の理由からなされていない。 | |

| 事業名 | | 小網代の森保全推進事業 | 対象機関名 | 環境農政部緑政課 |
|----------|------------------------|--|-------|----------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | <p>県は、法令に則り、事務を遂行する機関であるので、活動範囲は限られていた。一方、団体は、柔軟な活動が可能であり、静物学等の専門的な知識を有したスタッフを有し、小網代の森の保全活動について実績を残していた。基金21の協働事業負担金については、団体側から話をだした。</p> <p>従来は、活動の補助はほとんどなかった。かながわトラストみどり財団から、5万円の支援を得ていた。</p> | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：地主や三浦市との調整を行っている。 活動できる場（活動する土地）の提供</p> <p>団体：各種パトロール及び、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業を実施する。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 団体との情報の共有化に心がける。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | お互いに活動についてペースが違うこともあり、十分理解していないと言うことを前提に、話し合うことが大事である。疑問が出たらすぐ質問するなどコミュニケーションを図っていく必要がある。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 協働事業負担金の対象事業で、小網代の森保全という課題に対し、協定書を結び、明確に役割分担を決めて、相互に補完しながら事業効果を上げている。事業協力として、対等な立場で行われている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>県にとっては、団体が、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業を行うことにより、将来土地権限を取得した際の自然環境の保全ノウハウを獲得できたこと。</p> <p>団体にとっては、県がパイロット事業の場の提供や関係行政機関との調整を行う。</p> <p>お互いにできること、できないことを補いながら効果を上げている。</p> | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 県、団体ともに連絡がつかない時が多く、調整がつかないケースについては、複数の連絡先へ電子メールを使って連絡するなど改善を図っている。また、同緑地全体の保全のスキームやデザインの中で本事業が果たす役割や将来展望の明確化が必要。 | | |

NO5 (団体側)

協働事業の実態に関するヒアリング調査表

| 事業名 | | 犯罪や災害の被害者等に 対する支援事業 | 対象機関名 | NPO 法人神奈 川被害者支援セ ンター |
|------------------------------|--------------------------------|---|-------|----------------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒア リン グ の 概 要 | ①事業概要 | 犯罪や災害の被害者やその家族、遺族の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するほか支援活動を行うボランティアの養成、被害者等の置かれている立場を理解し、支援に対する意識をもった社会づくりを目指した広報啓発活動を行う。 | | |
| | ②協働事業に至る きっかけ | 犯罪等の被害者が増えていく中で、神奈川県被害者支援連絡協議会の総会において、被害者の精神的なケアを行う団体として設立が呼びかけられ平成 12 年準備会発足した。その後電話相談員の公募、養成研修、正会員、賛助会員の募集を行い、13 年 5 月正式設立した。協働事業は、県からの呼びかけに基づき双方で計画立案した。 | | |
| | ③協働事業の役割 分担 | 団体：提案事業を自主的、主体的に実施する。 行政側：団体の事業実施に必要な情報等の提供、職員の派遣等を行う。 | | |
| | ④協働に当たって 特に配慮している 点 | 警察等に直接問い合わせることをためらう被害者に代わって、当センターの責任者が警察等から支障のない範囲で必要な情報を得て被害者に提供など、被害者寄りの立場で活動できる体制づくりを進めている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方 | 自主性のある活動をするためには、恒常的な収入の確保と、関係機関・団体をはじめ、被害者支援の関係者との県下全域に及ぶネットワークを構築し、総合的な被害者支援が提供できる団体となること。 | | |
| 調 査 者 の 所 見 | ①協働の形態の特 徴 | 協働事業負担金を通しての事業協力をしている。 団体は、設立されて、日が浅いことから、行政側の支援、育成を受けつつ協働している形態である。 | | |
| | ②協働事業の効果 メリット | 被害者と直接接するのは警察であり、その活動は全県かに及んでいるために警察と連携することにより、迅速な対応が出来ることが予測される。しかしそこまではまだ至っていない。現在は警察から被害者にセンターを紹介してもらい少しずつ認知度が増してきている。 | | |
| | ③協働を進めて行 く上での課題 | 自分たちが必要に迫られて組織したという意識が薄く、警察のバックアップが常にあると錯覚しているところがある。 犯罪被害者等早期援助団体の指定を目標として、組織基盤の充実を図るなど、自主性を持つことが必要である。 | | |

| 事業名 | | 犯罪や災害の被害者に対する支援事業 | 対象機関名 | 警察本部警務部 被害者対策室 |
|----------|------------------------|---|-------|-------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 犯罪や災害の被害者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するとともに社会全体の被害者支援の高揚を図る。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 神奈川被害者支援センターは（以下、「センター」という。）神奈川県警が関わる神奈川県被害者支援連絡協議会において設立が呼びかけられた経緯があり、警察とセンターとは、被害者等に対する支援という課題を最初から共有しており、警察から「かながわボランティア活動推進基金21」を紹介し、協議の上、センターが協働事業として提案した。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：センターの実施事業に対する助言、被害者等に対するセンターの事業内容の紹介及びセンターへの連絡方法の教示、関係機関・団体等に関する情報の提供、被害者の実態等の調査・研究に必要な情報の提供、ボランティア相談員の研修・育成事業への職員の派遣等を行い協力する。</p> <p>団体：被害者等の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するほか、支援活動を行うボランティアの養成、被害者等の置かれた立場を理解し支援に対する意識を持った社会づくりを目指した広報啓発活動を行う。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 県民に対し、センターが警察の組織であるような印象を与えないよう、センターの自主性、主体性を尊重し、協力している。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 警察とセンターとの関係だけではなく、被害者等を支援する社会づくりを目指し、目的を共有することができる機関・団体の幅広い参加を働きかけ、支援機能の整備充実が図られるよう、県下全域に及ぶネットワークを構築していくことが必要である。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 創生期にある団体を行政としても支援・育成しながら、協働していくという形態となっている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 民間のセンターを支援・育成していくことが、被害者等を支援する社会づくりという施策の実現に寄与するとともに、警察職員の中にボランティア団体等への理解・連携の必要性が浸透する。 また、センターの活動が活発となれば、警察は自らの支援活動に集中することができる。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | センターが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第23条に規定される犯罪被害者等早期援助団体として指定が受けられるよう組織体制面、資金面及び事業面の充実を図る必要がある、これを支援していくこと。 | | |

| 事業名 | | 新エネルギービジョン策 定事業 | 対象機関名 | 市民ワーキング グループ |
|----------|------------------------|---|-------|-----------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | <p>太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、県知事委嘱の市民ワーキンググループから調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行う事を提案。新エネルギービジョン委託のコンサルタント会社からの再委託事業として「NPO と行政の協働による新エネルギー導入可能性調査」を実施した。</p> <p>調査内容に付いては、かながわ県民サポートセンターのパートナーシップルームを利用して、市民ワーキンググループの提案を元に県との協議で決定。調査目的の中に新エネルギー導入時の担い手として地域の人材の育成、及びネットワークの構築も含んだ5項目の調査を、市民ワーキンググループ参加のそれぞれその分野の専門性を持っている団体が分担して実施。調査結果をもとに新エネルギービジョンに政策提案を行い、幾つかの事業は平成15年度の事業に位置付けられた。また県・市町村、NPO、市町村で活動する団体とのネットワークも構築された。</p> | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | <p>県内で市民協働発電所の設置事業、エコタウンかながわの企画等を通して、県との連携を進めるソフトエネルギープロジェクトが、県クリーンエネルギー活用検討委員会委員として参加し、NPO と行政の協働による新エネルギービジョンの策定を目的として、県内の新エネルギーの普及啓発事業に取り組む団体参加による専門部会の設置を提案。委員会及び県の協働への理解により、知事委嘱による市民ワーキンググループの設置が実現。</p> | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>団体：5項目の全国の先進事例、及び県内の関係機関、団体等の聞き取り調査を実施。</p> <p>県：市町村への統一したアンケートの実施、市町村、関係機関等への依頼、及調整会議の調整を実施。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | <p>県、及び委託先のコンサルタント会社との定期的な会議とそのほかにも度重なる意見交換を実施した。</p> <p>また座長が5つの調査項目の担当者と県との調整のコーディネートを実施、意思の疎通に努力を行った。</p> <p>県は、市民ワーキンググループの調査がスムーズに実施できる様に、庁内調整、市町村との調整を迅速に実施してくれたことが、協働事業成功の大きな力となった。</p> | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | <p>これまでの継続した事業の実施により、お互いの信頼関係が構築されていたため、初めての形体であったが、県は庁内の調整、コンサルタント会社との調整に努力をしてきて実現が可能となった。団体は提案したことを今後も責任を持って実施していくことが重要とかがえる。</p> | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | <p>団体側は単独ではなく、ネットワークを組んだ。</p> <p>企画・立案は団体側から提起し、県とのきょうぎできめ、調査そのものは団体側が担った。</p> | | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>県のビジョン、平成15年度の施策に反映されたこと。この調査から平成15年度は、県・市町村、NPO、関係機関等の様々な分野の協働による2つのプロジェクトの立ち上げが実現する予定であり、市町村、市町村の中で活動するNPO等のネットワークが構築された。</p> | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | <p>団体への直接委託の検討</p> | | |

| 事業名 | | 新エネルギービジョン 策定事業 | 対象機関名 | 企画部科学技術 振興課 |
|----------------------------|--------------------------------|--|-------|----------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒア リン グの 概 要 | ①事業概要 | 太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行った。 | | |
| | ②協働事業に至る きっかけ | NEDOの補助制度の存在 イベント開催（エコタウンかながわ）を通じた行政と団体の信頼関係の形成 市民団体共同発電所の設置など、市民団体における実績の積み重ね。 クリーンエネルギー活用検討委員会への市民団体の参加 県知事の委嘱による機関である市民ワーキンググループ（クリーンエネルギー活用検討委員会の専門部会）との協働という方式による県及び団体の柔軟な対応 指針策定後、それを実践に移そうという双方の意志、そのためには、市民団体が自ら調査し、提言する必要があるという双方の認識 | | |
| | ③協働事業の役割 分担 | 県：調査の委託、調査結果や市民団体の提言を踏まえた指針の作成。 団体：調査の受託、調査に基づく行政への提言。 | | |
| | ④協働に当たって 特に配慮している 点 | 電話や文書による市民団体の調査活動へのフォロー | | |
| | ⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方 | 現在の対等なパートナーシップを維持していく。 | | |
| 調 査 者 の 所 見 | ①協働の形態の特 徴 | 県知事の委嘱による機関である部会（市民ワーキンググループ）との協働 市民ワーキンググループには、学識経験者や行政からの委員はなく、市民団体の代表だけから構成され、県内の主な関係市民団体が参加している。 | | |
| | ②協働事業の効果 メリット | 地域において新エネルギーの普及に取り組んでいる市民団体がその現状や普及方法について調査することにより、市民団体のネットワークづくりや人材育成が促進され、調査の過程や調査の結果が実践へと展開しやすい。 調査の成果物が出ればおしまいのコンサルとは異なり、調査結果の実現について、調査した団体自体が地域に一定の責任を担っている。 | | |

| 事業名 | | 外国籍県民居住支援システム事業 | 対象機関名 | かながわ外国人すまいサポートセンター |
|----------|------------------------|--|-------|--------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働。かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成11年に提出された「外国籍県民かながわ会議」の第一期中間報告の中で外国籍県民の住居問題が提起された。同会議の専門部会として半年、県の国際政策推進会議の専門部会として1年間の「外国人住宅問題研究会」を設置。その結果を受け、平成13年4月に外国人居住支援事業を開始、その事業を推進するための協力機関として「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設立、3月（相談受付は4月から）にすまいサポートセンターを発足させた。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：多言語での外国人県内居住に関する相談業務 通訳の派遣、保証会社の紹介、他広報啓発や人材育成など 県：外国人居住支援ネットワーク運営協議会事務局（会議は年1回）（国際課）、協議会構成団体（NGO、外国籍県民、行政、不動産関係団体、県内関係団体、県内民族団体） すまいサポートセンターの電話及び通信費の費用分担（国際課） 外国人に住居物件を紹介してくれる不動産店の登録業務とそのリスト公開（国際課） | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 県との協働をスムーズに行えるよう、定期的な打ち合わせ等、コミュニケーションを図っている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 県の人事異動の際に事業の引継を入念に行って、よりよい事業の継続に支障のないようにしていくこと。 お互いに事業の実績だけを追うのではなく、真のパートナーシップを良く考える必要がある。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 不動産業者と連携して、県内在住希望外国人への相談窓口業務を行っているサポートセンター設立は、外国籍県民のはその中身はNGO、外国籍県民、行政、不動産関係団体、県内関係団体、県内民族団体の大同連携でサポートセンター支援のネットワークを作り上げたことが特筆される。 県内においてはこの協働事業に対して国際課と住宅関連部局との連携がある。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 不動産業界の資金・運営面などへの協力が得られること。 他府県の行政や業者などの関心が高まり、波及効果があった。 スタッフ研修への行政や業者などから専門的職員派遣などによる協力保証人制度に関する研究会の設置 サポートセンターが、民間運営であるため、多言語の相談受付が可能となり時間的対応の柔軟性や登録通訳による後日の訪問相談も実施されている。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 保証人制度を研究することのみでは課題解決には至らず、基本的には、県として差別撤廃に向けた条例の設置及び保証人制度を担保できる仕組みづくりまでを協働で解決できるよう取り組むこと。 | | |

| 事業名 | | 外国籍県民住居支援システム 事業費 | 対象機関名 | 県民部 国際課 |
|----------|------------------------|--|-------|------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働。かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成11年に「外国籍県民かながわ会議」の中間報告の中で、外国籍県民の入居問題が提言された。 平成12年度に不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が検討を行い、平成13年4月に外国人居住支援システム及びすまいサポートセンターを設置。同時に外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置した。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：外国人居住支援ネットワーク運営協議会の事務局を担う。(国際課) すまいサポートセンターの電話代及び備品の負担(国際課) 外国人に積極的に物件を紹介する不動産店の登録を行なう。(国際課) 団体：多言語による外国人居住に関する相談業務、通訳の派遣等 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 外国籍県民のニーズを直接把握することができるすまいサポートセンターの意見を吸い上げること。 団体の運営については、できるだけ関与しないようにしている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | お互いに不足している部分(行政は、言語能力、専門的知識、即応性、団体は、社会的認知度、信用性)を補うかたちの協働が好ましい。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 外国人の居住問題という課題について、県が外国籍県民の声を吸い上げる形で、外国籍県民、NGO、不動産業界、行政などと連携、協力して検討を重ね、ネットワーク型の外国人居住支援システムを設置している。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 外国人相談窓口が、県単独で実施するよりも、すまいサポートセンターで実施するほうが相談窓口の対応時間について柔軟に対応できるようになった。 相談に対して、多言語の能力を生かした対応ができるようになった。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 県と団体との関わり方について、すまいサポートセンターの社会的信頼性を高めるため、NPO化の方向を希望しているが、一方では団体の運営に関与しないようにしているといっているように、団体との関わり方の方針を模索しているようだ。 | | |

| 事業名 | | ストップ温暖化普及啓発事業 | 対象機関名 | ストップ温暖化ネットワーク |
|----------|------------------------|--|-------|---------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 平成5年作成の「アジェンダ21 かながわ」の推進母体地球環境保全推進会議の普及啓発部門の実践を担っている。企画・立案は実践をする市民団体から提案、県と協議をして事業は共催で実施している。1・環境月間での環境に優しい暮らし展の開催 2・12月地球温暖化防止月間でのシンポジウム、分科会の実施、3・かながわ県民活動サポートセンターパートナーシップルームを利用しての定例会の開催、4・県の温暖化防止施策に関する県施策に関する意見交換と政策提案。 平成14年8月に開催されたヨハネスブルグサミットに県環境計画課と共に2名が参加。現在検討中の新アジェンダ21 神奈川の策定委員会に委員として参加。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成9年地球温暖化防止京都会議開催に向けて全国8カ所から出発したエコリレー自転車隊が神奈川県内を通過するにあたり、県からの呼びかけにより、行政、市民団体、企業の参加により実行委員会を発足。実行委員会解散後、実行委員会参加の団体から県環境計画課にCO2削減に継続的に取り組むための恒常的な会議の場を設置する事を提案。 県の賛同を得て、継続的に取り組む組織としてサポートセンターを利用している「神奈川県牛乳パックの再利用を進める連絡会」、「かながわエコライフ活動グループ」に呼びかけ他の団体5団体と学校2校の参加により「ストップ温暖化ネットワーク」を発足。かながわ県民活動サポートセンターパートナーシップルームで県環境計画課と毎月定例会議を開催している。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：事業の企画、運営 事業の具体的な実践（自然エネルギー・省エネルギー体験、牛乳パックの工作体験、備長炭を使ったエネルギーを起こす実験等体験型環境啓発活動等）団体が中心に行っている 県：アジェンダ21 かながわの推進母体地球環境保全推進会議との調整、関係機関との調整、会場の確保や資金提供、広報等の情報提供、情報発信を行っている。 事務局機能は県側の事務局は環境計画課、市民側の事務局は市民側と両方で協力してになっている。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 定例的な会議の場以外にもお互いに相談、役割分担をしながら実施をしている。お互いにいつでも相談できる関係が構築されている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 行政が頼りにするような団体の強み・特徴（専門性とか、動員力、影響力、市民の生の情報が捉えられる等）を持つ事による対等な関係での協働の維持 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 企画から運営に至るまで県と団体が協議する形態ができています。また県の施策についても早い段階での情報交換をすることが出来、政策提案が可能となっている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 平成14年12月に発足した新アジェンダ21 かながわ（仮称）検討委員会に実践活動を行ってきた団体が積極的に参加するなど、これまでネットワークが行ってきた実践的な活動が評価されている。地球環境保全推進会議の中にも正式に位置付けがされて、団体側に責任感ややる気が生まれてきた。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 団体は実践は責任を持ってやりきる力はあるが、しかし皆多忙なため会議の開催に全員が集まるのが難しく、メンバー拡大が今後の課題。 | | |

| 事業名 | | ストップ温暖化普及啓発事業 | 対象機関名 | 環境農政部 環境計画課 |
|----------|------------------------|--|-------|----------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 環境月間での普及啓発キャンペーンの実施 地球温暖化防止月間での交流会の実施 定例の情報交換会の実施 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 協働事業に至る以前から、県の表彰式等での団体の報告などつながりはあった。直接のきっかけは、平成9年の京都会議に向けて市民と行政が連携した実行委員会が設立されたことである。会議終了後もNPO関係者との継続的・定期的な意見交換が必要であると考え、ネットワークの結成を支援した。その後、地球環境保全への取り組みの中で、施策の具体化を進める県と、実戦に強いNPOとが相互補完的に協働している。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：環境月間（6月）及び地球温暖化防止月間（12月）のイベント内容の企画、関係機関との調整、イベント参加者の意見の県の施策への反映 団体：イベント内容の企画、地域や住民との連携を生かしたイベントへの動員、イベント参加者の意見の聴取 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 関係団体等との連絡調整を積極的に行い、機会や場所を確保するとともに、広報活動に努めること。 団体側の主体的な判断や活動を尊重すること。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 団体側の主体性を尊重すること。 情報交換を密接に行い、最新の状況に対応できるようにすること。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 共催。行政とNPO双方ともに同等であるという意識のもとに行われていると思われ、事業的にもそれぞれの得意な分野を生かした相互補完的な関係となっている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | より実践的でより地域に根ざした普及啓発活動を行うことが出来る。 NPOが行うことで、ニーズに応えることが出来る。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | | | |

| 事業名 | | 丹沢大山クリーンキャンペーン | 対象機関名 | NPO 法人 みろく山の会 |
|----------|------------------------|---|-------|------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として実施しているNPO 法人みろく山の会と県の協力・連携による山頂部における放置ごみの撤去活動 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 昭和 58 年 4 月 40 歳以上の人達 170 人で登山を開始。丹沢の清掃として清掃登山を開始する。その後 19 年間清掃登山を実施。平成 11 年団体から県に提案し県との協働による丹沢、大山クリーンキャンペーンの実施に向けてヘリコプターの協力を呼びかける。県も平成 12 年度から県が主体となり『丹沢・大山保全計画―丹沢・大山の豊かな自然環境の保全と再製を目指して』を基にボランティアの協力を得て山岳ゴミを回収するための予算 100 万円を予算化を検討していた。 双方のねらい―①丹沢・大山の清掃 ②調査 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：山のゴミの回収と拠点までの持ちおろし―参加者 853 名、ヘリが行けない場所（大倉）から回収ポイントまでのバケツリレーによる回収、山のゴミの実態調査 県：ヘリコプターの飛行・ゴミの回収費用の拠出。 バケツ 200 個、ブルーシート等の貸しだし。 回収ゴミの産業廃棄物処理費用の拠出 秦野市、松田町：回収したゴミを産業廃棄物として処理 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 県行政システムを理解し、最初 4 月にクリーンキャンペーンを計画していたが、予算や、人の配置が可能な 10 月に変更した。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 現在印刷代、紙代等必要な材料は保全センターで出してくれているが、ハガキ代、交通費、電話代等団体で使う費用はみろく山の会等団体が出している。 今後はかかる経費が出る仕組みが必要。 クリーンキャンペーンも団体が委託事業として受け、人件費等も出していくことが出来ればより協働が進むのではないか。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 行政の事業に対する労力の提供・事業協力 団体からの呼びかけ、計画立案に県が応え協働して実施。準備作業は団体が実施 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 神奈川県が呼びかけて、平成 14 年 8 月 4 日 16 団体の参加により県とのパートナーシップにより丹沢大山の自然環境保全活動を推進する「丹沢大山ボランティアネットワーク」の設立へと発展。今後はパートナーシップ型自然環境管理の構築が課題 実態調査も県が一緒に行ってくれるようになった。 みろく山の会は設立準備世話人、設立後は副代表を担う。 行政とのパートナーシップの推進のために必要な神奈川県自然環境保全センターとの協議を会則に位置付けている 庶務は当面神奈川県自然環境保全センターが協力することが会則に位置付けられている。 パートナーシップルームも県から申し込み使っている。(申し込み方法等県は知らず団体から提案をした。) | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | | | |

| 事業名 | | 丹沢大山クリーンキャンペーン | 対象機関名 | 自然環境保全センター |
|----------|------------------------|---|-------|------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として実施しているNPO法人みろく山の会と県の協力・連携による山頂部における放置ごみの撤去活動 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成9年から、みろく山の会の活動を丹沢大山クリーンキャンペーンに位置づけ、また、平成11年から、県で策定した丹沢大山保全計画にゴミ対策を位置づけたこともあり、みろく山の会からの県への働きかけにより、団体の事業企画に基づき、ヘリコプターによるゴミの搬出等が始まった。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：事業の企画、準備、運営等を主体的にやっている。 県：丹沢大山クリーンピア21をとおして清掃物品の支援、助成、広報及び職員参加を行っている。ヘリコプターの経費は、県が直接負担している。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | みろく山の会の自主性の確保及び主体性の維持に配慮している。 協働を維持するには、両者の対等な関係と、適当な役割分担が条件であり、会による企画運営を重視して、県が連携できる部分での対応に心がけている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 今後は、個々の団体への支援ではなく、丹沢大山ボランティアネットワークを協働のパートナーとして位置づけ、ネットワークの組織体制の育成と協働体制の整備強化を図っていききたい。 パートナーの人材育成と情報共有のシステムをつくるとともに、丹沢大山保全計画に関わる県民合意へつなげていききたい。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 特徴としては、団体側が主導的に県に働きかけ、事業計画、準備運営について主体的に行われている事業協力の形態である。県丹沢大山保全計画に位置づけ、物品の提供等資金面で連携している。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | ゴミの減少という直接的な効果はもちろん、団体の協働意識の向上、会の活動の活性化がある。 協働の過程で、丹沢大山のボランティア団体のネットワークづくりの機運が向上し、団体がその中心的役割を担ってネットワークがスタートすることができたこと。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 個々の団体との協働事業ではなく、ネットワークを協働の核として事業展開できるようにしていくこと。 | | |

| 事業名 | | 災害救援ボランティア支援センター運営事業 | 対象機関名 | 神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチーム |
|----------|------------------------|--|-------|------------------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 災害時に救助活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 県民活動サポートセンターは災害発生時に「災害救援ボランティア支援センター」となるので、災害時におけるボランティア本部の設置と運営のノウハウを行政も持つ必要性があり、災害ボランティアへの相談があり、サポートチームが結成された。 呼びかけと計画立案は、いずれも双方から行われている。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：情報の提供、場の提供（1F 展示会場と 4F 準備室の使用を県災害本部設置と同時に利用）、資金援助。 団体側：労力、ノウハウ、連絡網の提供。年 2 回の本部設置・運営訓練、そして月 1 回の定例会で 3 部会に分かれてマニュアルづくりを行っている。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 防災ボランティアの能力を活用するに際して、現状をしっかりと認識しなければならない。そうしないと実際に運営仕切れない結果となる恐れが十分に予測される。話し合いを重視したい。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 行政が今何をしようとしているかを積極的に伝えて欲しい。また特に人材育成と研修にかかわる費用として、資金面での援助が強化されることが望ましい。現在は 23 名がリーダー的な役割りを担っているが、ボランティアコーディネーターとして 50 から 100 人が必要。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 対象機関はリーダーがいて、必要に応じてネットワークが形成されている。したがって、災害時に備えて、さまざまな専門家が地域を超えて、ネットワークを形成している。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 通常時と発災時の両面において、防災ボランティアの活動の場と情報が与えられていること。 最大のメリットは、相互の努力によって、防災局とのチャネルができていくこと。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 通常時と発災時のつながりをはっきりさせること。また、個々人の決意を明確化させること。 | | |

| 事業名 | | 県災害救援ボランティア支援センター運営事業 | 対象機関名 | かながわ県民活動サポートセンター |
|----------|------------------------|---|-------|------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 災害時に救援活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 災害時の一般ボランティアの需給調整を行う機関として、サポートセンターに災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなり要綱が策定され、サポートセンターの利用団体であった「神奈川災害ボランティアネットワーク」等がコーディネーター役となり、平成12年には支援センターのコーディネーターを行うことを目的とする「神奈川県災害救援支援センターサポートチーム」が結成された。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県： 活動の場の提供、情報提供 団体： ボランティアの需給調整（企画） | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | お互いの行動原理、持っている力等を認め合う姿勢 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | お互いの行動原理、持っている力等を認め合う姿勢 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 県は必要な場所の提供や情報の提供を担い、団体は、は災害時の一般ボランティアの需給調整を行い、協働で支援センターの運営を行うものである。月に1回の定例会を開催しており、意志の疎通を図っている。本事業の場合は、サポートセンターは地域防災計画の災害救援ボランティアセンターの役割を担うこととなっており、その中身（一般ボランティアの需給調整）を民間の団体が担うことは必然的な関係性であると思われる。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 団体の高い専門性、自主性、機動性を生かすことができる。 | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 事業の最終目的が災害時のシステムであるため活動の成果を認識しづらく、日頃のモチベーションの維持が難しい。また、行政と団体間の信頼関係の構築は事業を行う上での基礎であるため、より意志疎通を図っていくべき。 | | |

| 事業名 | | 女性への暴力緊急一時保護事業 | 対象機関名 | NPO 法人かながわ女のスペースみずら |
|----------|------------------------|--|-------|---------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 神奈川県所有の建物を緊急避難女性の一時的保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 女性による女性のための相談活動を行うなかで、夫や恋人などによる暴力から女性の身を守るための緊急避難所（シェルター）を設ける必要性が認識され、神奈川県にその問題を提起した結果、「女性に対する暴力対策協議会」が設置されて、対策の検討が進み、緊急避難所（シェルター）を常設しての「女性への暴力緊急一時保護事業」として「特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら」と神奈川県県民部人権男女共同参画課との協働が平成12年4月1日に開始された。平成13年4月から県所有の建物を利用し、県内市町村を含めた三者協働事業が開始された。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：一時保護施設を設置・運営するとともに、運営経費の1/3を負担する。 県：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担の他、協働事業のための市町村及び団体との調整及び関係機関との調整 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 緊急避難女性とその関係者のプライバシーの保護、そして何よりも緊急避難女性の所在及びシェルターに係わる万全なセキュリティーの確保 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 父親から娘、子どもから母親に加えられる暴力への対応、被害者の自立支援について、DV法では不備でありよりよい協働を進めていくために、同法の改正を含めて考えていくことが今後の課題である。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 「女性に対する暴力」被害者を対象とし、県及び県内市町村との協働 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 行政の関与は、個人的分野での女性の人権の確保のために効果がある。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 防犯ベルの設置など、不測の事態に備えてのシェルターおよび緊急避難女性の安全を確保する対策（神奈川県警察本部との協働） 災害・不測の事態に緊急避難女性・スタッフが適正に対応できるよう、救急救命法そして健康で文化的な日常生活に関わる研修等の実施。（神奈川県防災局・福祉部・衛生部との協働） | | |

| 事業名 | | 女性への暴力緊急一時保護事業 | 対象機関名 | 県民部人権男女共同参画課 |
|----------|------------------------|---|-------|--------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 神奈川県所有の建物を緊急避難女性を一時保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | <p>県・市町村・団体の3者協働事業となっている点が大きな特徴となっている。</p> <p>県女性センター分室に団体からスタッフを出してもらった(平成11年度)、団体に委託する(平成12年度)という経過で積み重ねられた団体の実績や県と団体の関係構築があった。</p> <p>課題の広域性及び団体の実績から、3者協働となったと考えられる。</p> <p>事業全体は、婦人相談所の業務委託分(配偶者暴力防止法施行分)と3者協働事業(配偶者暴力防止法以外分)からなる。この調査の対象となっているのは、そのうち、配偶者暴力防止法以外のケースを扱う3者協働の事業。</p> | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担のほか、協働事業のための市町村及び団体との調整及び当該事業が円滑に進められるための関係機関との調整を行う。</p> <p>団体：一時保護施設を設置・運営するとともに、運営経費の1/3をボランティア団体等により負担する。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | <p>3者の協働による事業であることから、枠組みや具体的な対応について個々の市町村や運営団体との合意に基づく対応ができるよう、県が積極的に調整を行うこと。</p> <p>運営団体の主体的な判断や活動を阻害しないこと。</p> | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | <p>協働する3者(県・市町村・団体)が意見交換する場の設定。</p> <p>市町村によって、窓口や事務処理のシステムなど対応が異なることが、大きな課題であるとともに、事務的な面でも団体の負担が大きくなっており、3者の共通のルールづくりが課題となっている。</p> | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | <p>県・市町村・団体の3者協働事業を構築することにより、全県をシステム的にカバーした協働事業となっている。</p> <p>具体的には、団体と県及び市町村で協定を結び、行政が応分の経費を負担する方式をとっている。</p> | | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>団体の自主的運営に委ねることで活動の活性化が図られる。</p> <p>団体からの課題提起を県の取組みに生かしていくことができる。</p> <p>当該事業の必要性や問題点、民間団体との連携の必要性や連携方法について市町村に周知、浸透させることにより、県全体の問題解決に向けた取組みを推進できる。</p> | | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | <p>市町村毎にケースへの対応が異なり、県としての課題、事業目的と市町村及び民間団体の活動目的との調整を行っていく必要がある。</p> <p>市町村による事務手続きの違い等により団体の事務が煩雑になるとともに、具体的な一時保護事例の取扱いにおいても市町村による理解、対応の差があるため、団体の調整の負担が大きい。</p> | | |

| 事業名 | | かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業 | 対象機関名 | NPO法人多言語社会リソースかながわ |
|----------|------------------------|---|-------|--------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成13年度、県国際課が外国籍県民かながわ会議の提案を受けて「医療通訳制度検討委員会」を設置し、検討を開始。平成11年より医療通訳の研修など活動を行ってきた「外国人医療とことばの問題を考える会」の世話人を中心に県の施策と連携し、医療通訳制度の構築等を目的としてNPO法人を設立。検討委員会委員として意見提案を行う一方、平成14年8月より県モデル事業試行に伴い、通訳の研修、通訳スタッフ派遣、コーディネーターブースの運用などを団体として担い、行政、団体それぞれの得意分野でより効果的な事業を展開。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：外国人の相談対応、医療通訳者の派遣、研修、その活動を担う 県：医療通訳サービス支援事業の予算化、医療通訳、コーディネーター派遣経費3000円・・・場所の提供県民センター2階 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | プライバシーの保護 行政との話し合いによる相互理解 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 医療通訳システム構築に向け、外国籍住民が安心して医療を受けることのできる環境整備が重要であり、それぞれの得意分野協力する。県には政策として位置付けること、団体としては今後の人材育成に力点を置き、行政と共に受益者負担について多様な機関と協議を行い、費用負担についての一定の方向性を見出したい。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 県のモデル事業の取り組み | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 医療通訳の派遣システムが整うことで、何より外国籍県民が安心して医療機関を利用できるようになった。 県による広域的な広報により、これまで医療通訳なしで不安を抱えていた多くの外国籍患者や、彼らを受け入れていた医療機関に対し、十分なサービスを提供できるようになった。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 県のモデル事業としての取組の場合、モデル事業終了後の施策への位置付け、本格取組の検討が必要である。 医療通訳を募集・育成してお金を支払い実施してきたが、モデル事業終了後通訳者へのお金の支払いをどうするか現在の課題である。一度実施したことの継続性をどう担保するか。 | | |

| 事業名 | | かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業 | 対象機関名 | 県民部 国際課 |
|----------|------------------------|--|-------|------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 外国籍県民かながわ会議の提言(平成12年10月)を受けて、県は、平成13年度から医療通訳制度検討委員会を設置し、医療関係者、NGO等と検討を行い、平成14年度に標記事業を実施することとなった。 当該団体は、中心メンバーが同委員会の委員であり、また、外国籍県民に対する診療を長年続けている医療関係者も含まれていることからノウハウの蓄積があること、県内に同様の活動を行う団体が他になかったことから、当該団体と協働することとなった。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：通訳者及びコーディネーターの派遣経費支払い、通訳スタッフに対する研修の実施、医療通訳スタッフとしての身分保障(委嘱)。</p> <p>団体：医療機関からの要請に対する通訳スタッフのコーディネート、通訳スタッフの人材確保・推薦、通訳者の研修プログラムの作成・実施等。 医療関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会)：制度の周知や制度への支援。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | <p>団体と行政との役割分担を明確にするとともに、対外的な場では、協働事業である点を説明し、ご理解とご協力をお願いしている。</p> <p>医療機関への周知を図り、医療機関の理解を求めている。</p> | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 団体の自主性を尊重した協力関係を保つように配慮する。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 協働事業の第1歩として、モデル事業を実施した点。 協働のアクターとして、県と団体のほかに、医療関係団体が入っている点。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 県にとっては、団体のノウハウを活用でき、団体にとっては、通訳スタッフやコーディネーターの身分が保障され、信用が高まるとともに、県による医療関係団体との調整も期待できる。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | モデル事業として、第1歩を踏み出し、今後の制度化に向けて、役割分担や経費負担のあり方が課題となっている。 | | |

| 事業名 | 外国人のための医療機関リスト 作成事業 | 対象機関名 | ソナの会 | |
|----------|------------------------|---|------|--|
| 項目 | 内容 | | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 県社協ボランティアセンターに委託事業として実施に至る。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ作成した。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 外国籍住民の医療へのサポート体制は県としてはなく、各NGOが担っていた。外国籍県民かながわ会議より医療面での取り組みを進めるよう提言があったこと、そしてソナの会でも調査を行い、再発行の必要性があったこと、また単なる対応言語別医療機関リストではなくて外国住民への情報提供が不十分で、利用できる制度さえ利用できないでいる外国籍県民の医療実態から医療面で必要とされる制度を含めた内容で提供したいと考えていた。平成9年ソナの会が作成した「外国人のための医療機関リスト97」の再発行の必要性から県国際課と協議を重ね、平成13年事業として県国際課が立案、県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託事業として実施にいたる。その際に、企画立案に関してソナの会が県社協より再委託され、県内医療に関わるネットワークを主体としてプロジェクトチームを発足させ、10言語対応版を発行。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：調査・全体進行企画立案・プロジェクト進行管理。プロジェクトのための人材・機関・団体情報の提供。調査内容・意向調査・付加情報素案立案・作成。 県：企画立案。病院協会、医師会などへの協力要請。作成のための資金。 県社協：リスト作成のための事務局機能。全体進行管理、調査集計、リスト化。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 医療機関団体のプロジェクトへの関心と協力。 外国籍県民の意見反映あるいは参画を勧める。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 協働は多様な形式があり、また団体がどのような視点で事業計画を立案するかによって変化する。政策についての情報公開は協働を進める上での行政側の最大課題であり、民間側はどのように政策を読み解く能力があるかによって変化する。そのための学習会を双方から設置して、互いに共有しあうことが協働をより進展させる。その意味から神奈川県での政策立案に関わる審議会へのNPO・NGO参加を促進することも重要である。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | ネットワーク型の組織である。 昭和62年神奈川県が開催した人権集会で定住外国人に関わる課題解決を県の施策として、取り組みを要望・提案。かながわボランティアセンター・ボランティアコーナーを会場として定例会を開催。神奈川県内各地より支援団体が集まりソナの会を構成。ネットワーク型で参加自由な会員制度。会費なしで運営。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 医療機関における外国人医療にかかわる実態・医療関係者への啓発。 外国籍県民への医療機関情報提供。医療通訳検討委員会への調査結果提供・意見反映。県が実施した外国人実態調査の外国籍意見と医療関係調査との関連比較。県内医療機関団体、NGO、外国籍住民のネットワーク形成。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 基本的には情報提供を行う各相談機関や、行政窓口での対応が不十分でないと医療機関リスト作成のみに終始してしまい、必要とする人々に情報が確実に届くための実態調査、提案を行政に行った。またこれまでの外国人施策は支援者のみで作成された傾向があり、プロジェクトチーム、翻訳チームへ積極的に外国籍住民の参加を促し、意見反映あるいは作業をともに行った。 ネットワークとして組織が確立していないとの指摘もあるが、必要事業に関して必要なプロジェクトを組織する方向性を今後も継続されていくことが予測されるが、検討課題と自覚している。 | | |

| 事業名 | | 外国人のための医療機関リスト 作成事業 | 対象機関名 | 県民部 国際課 |
|----------|------------------------|--|-------|------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 県社協ボランティアセンターに委託して作成した。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ県と協議を重ね作成した。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成13年度に県において緊急雇用事業による予算が確保できたため、県から県社会福祉協議会に委託する形を取ることとなった。 ソナの会が平成9年に県社協が行った在住外国人支援プロジェクト実行委員会の参加していた経緯から、県社会福祉協議会からソナの会に委託することとなった。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県社協：雇用に関すること、事業全般の進行管理。 団体：「外国人のための医療機関リスト」の設計編集 県：プロジェクトチームに出席 企画・立案、病院協会、医師会への協力要請等 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | ともに1つの事業を行っているという認識を持ち、共有できる情報については共有できるよう心がける。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 行政とNPOの違いをお互いに十分自覚し、意見や情報の交換を重ねながら、意思の疎通を図る。 ただし、今後の具体的事業の予定はなし。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 再委託により、結果的に県と団体との協働となった。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 団体のネットワークを活用して県内各地域の団体の協力を得て作業を進めたため、アンケートの内容や回収にきめ細かい手当てができ、アンケートの回収率やリストの内容を充実させることができた。 共同作業を進めていく中で、団体間のネットワークが促進された。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 再委託のため特になし。 | | |

| 事業名 | | 介護支援専門員リーダー 活動支援事業 | 対象機関名 | NPO 法人神奈川 県介護支援専門員 協会 |
|----------|------------------------|--|-------|-----------------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成12年4月に介護保険制度が施行され、2年が経過する中で、現場における課題が次々と明らかになり、その解決に取り組むためには行政との取り組みが必要と判断、県と(社)かながわ福祉サービス振興会の双方が話し合い、その中で受託法人の性格を持ったNPO法人の立ち上げと、調査研究と研修などの業務委託が話し合われた | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：現場における課題の抽出、提案 地域ネットワーク事業の実施 県：介護支援専門員への新たな支援策の展開 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 役割分担の明確化、これを意識していないと協働の効果が上がらなくなってしまう。特に県からの委託の場合は、県の意向を受け止め、目標を明確にする中で、業務を行うよう努めている。 組織のビジョンに沿った事業展開と県の意向との調整に気を使っている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 互いの理解を元に、目的と目標を明確にし、認識すること、特に誰のために、何のために事業を行うかの認識が大事である。 それぞれの役割をしっかりと認識し、双方ともに事業効果を上げる努力が必要である。 予算の弾力的使用ができるようにしてほしい、それによる効果は大きい。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 新しい課題なので、双方で話し合った上で法人を立ち上げ、県からの委託事業と自主事業をバランス良く配置し、目標達成に向け事業を行っている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 課題解決に向けた取り組みがより実践的となっている 介護支援専門員の資質向上に向けた取り組みの効果が期待できる。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 役割分担の明確化→県がどこまでやりたいのかはつきりして欲しい 事前に十分な話し合いを行い、役割分担を明確にした上で、連携が必要である。 | | |

| 事業名 | | 介護専門員リーダー活動 支援事業 | 対象機関名 | 福祉部介護国 民健康保険課 |
|----------------------------|--------------------------------|--|-------|------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒア リン グの 概 要 | ①事業概要 | 介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。 | | |
| | ②協働事業に至る きっかけ | 平成12年度介護保険制度が施行され、介護支援専門員の連絡会が地域ごとに設置され、平成13年4月に神奈川県介護支援専門員協会の設置となった。県の介護支援専門員の質の向上を目的とした事業を協働で実施することは、事業をより効果的かつ効率的に実施することができる。 | | |
| | ③協働事業の役割 分担 | 県： 事業の企画・評価 団体： 事業の実施・報告・評価 | | |
| | ④協働に当たって 特に配慮している 点 | 事業を企画する時点から、協会の意見を聞いて反映させるようにしている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を 進めていく上での 今後の考え方 | 県は、事業を企画して、実際の事業は協会に委託して実施しているが、協会と協働で開催できるようにしたい。 | | |
| 調 査 者 の 所 見 | ①協働の形態の特 徴 | 協会への事業の委託型であるが、協会は、県内唯一の介護支援専門員が設立した法人であり、介護支援の専門性を有しており、県に対して事業への意見、提案をしており、協働事業の要素もある委託型である。 | | |
| | ②協働事業の効果 メリット | 協会から、専門職としての知識を事業に反映することができる。県当該課には、専門職は、1名のみ配置されている。 | | |
| | ③協働を進めて行 く上での課題 | 法人の、専任理事や、事務職員がいないため、話し合う時間がなく、時間外での事業開催や打ち合わせが多く、県、協会職員ともに負担が大きくなっている。 | | |

| 事業名 | | 障害者スポーツ教室 | 対象機関名 | 神奈川県障害者スポーツ指導者協議会 |
|----------|------------------------|---|-------|-------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 教室の指導者、審判の養成、障害者スポーツ教室の実施、陸上競技大会、盲人卓球などのイベントを一緒に行う、講習会の実施 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成10年度34回全国身体障害者スポーツ大会がきっかけとなり、協議会が設立され、協力依頼をうけた。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：スポーツのルール、技術などの指導面全体、障害者の介助。 県：資金援助、PR、情報の提供。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 連携を密にする。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 組織を拡大、NPO法人を考えていきたい。 協議会主体でスポーツ振興を目指したい。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 県からの活動の場の提供 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | スポーツリーダーが参加することによりPRができた。 謝金のでたので資金面で協議会に還元された。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 県から県身体障害者連合会、県身体障害者連合会から協議会と直接の委託ではなかったため、少し中途半端なところがあった。直接ではなかったのでやりにくかった。 | | |

| 事業名 | | 障害者スポーツ教室 | 対象機関名 | 福祉部障害福祉課 |
|----------|------------------------|--|-------|----------|
| 項目 | 内容 | | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 教室の指導者、審判の養成、障害者スポーツ教室の実施、陸上競技大会、盲人卓球などのイベントを一緒に行う。講習会の実施 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成10年に開催された第34回全国身体障害者スポーツ大会(かながわ・ゆめ大会)の成果を継承するため、自主的に組織された「神奈川県障害者スポーツ指導者協議会」と協働することで、障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することができることを目指した。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：教室の企画、立案、資金提供 団体：指導員として教室での障害者の介護、競技運営を行う。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 協議会と協働することで、より障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することのできる内容の教室にすること。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 企画、立案段階から団体、障害当事者と協議し、また、市町村と調整し、よりよい教室の開催に向けて検討していく。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 「かながわ・ゆめ大会」をきっかけに、自主的に障害者スポーツ指導者協議会が結成された。県事業の障害者スポーツ教室や各種県障害者スポーツ大会のなかで、協議会の活動の場の提供、活動参加機会の提供を行い、将来的に、協議会が自主的に実施できるようにしていく。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 協議会が運営することにより、地域に密着した障害者スポーツ指導者が関わることになり、障害者との交流と理解が進み、障害者にとってより活動しやすい環境となる。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | もっと地域に密着した内容にするためには、市町村との連携が必要であるが、まだ、各市、特に町村間で、活動内容のレベルに差があるのが、現実である。 | | |

| 事業名 | 児童虐待防止対策 | 対象機関名 | NPO 法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク |
|----------|------------------------|--|--------------------------|
| 項目 | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供 | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成12年に施行された児童虐待の防止などに関する法律の第4条第1項に「関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする」と規定された。更には、児童相談所での児童虐待相談処理件数が急増、平成13年度には2万件を突破した。そんな中、県会議員からのヒアリングを受け、知り合うことで更に県との仲介を受け、協働にまで発展した。 | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>県：ネットワークより通告された子どもに対し、児童福祉法や児童虐待防止法において相談または措置した子どもの情報を共有すべくネットワークに提供、双方の協力したケースワークを行う。</p> <p>団体：発見もしくは情報を得た子ども虐待・ネグレクトの事例を児童相談所に通告、児童相談所との連携の中でケースワークを行う。</p> <p>双方：協力した虐待防止への啓発活動を行う。</p> | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | <p>個人情報の管理と保護</p> <p>子どもの人権と保護者の人権とが対立した場合、子どもの人権をより優先させ、子どもに対する最善の福祉に勤めている。</p> | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | <p>県とのきめの細かい話し合いをできる限り進め、信頼関係の構築を進めたい。</p> <p>ネットワーク自身の財政の健全化とスタッフの資質向上を図り、その上で県からの事業受託（カウンセリング事業）を受けたい。</p> | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | <p>法に基づく受託事業</p> <p>中央児童相談所と、児童虐待相談援助に関する協定書を交わしている。</p> | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>以前から児童相談所への通告は行われていたが、協定書締結後は、相談所からの情報提供もあり、情報の共有の元での連携を通じた虐待防止対策及び研修・研究事業の推進、啓発事業の推進が進めやすくなった。</p> | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | <p>以下問題点解決の為に、県の財政力と広報の力をより前端的に生かしてほしい。これらは民間の力では解決できない問題である。</p> <p>児童福祉司の大幅増員と資質の向上（研修の強化）</p> <p>一時保護所の増築改築</p> <p>虐待をする親や虐待を受ける子どもの治療の公費負担制度</p> <p>養育里親の増員</p> <p>双方で事例に関するアセスメントやケースワークの方針などで意見の不一致が起きた場合の対処法の検討が課題となっている。</p> | |

| 事業名 | 児童虐待防止対策 | 対象機関名 | 県中央児童相談所 |
|----------|------------------------|--|----------|
| 項目 | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供 | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、その中で、「関係機関及び民間団体との連携の強化を地方公共団体の責務として明記された。また、地域での虐待事例に対する早期発見や通告の必要性が求められると共に、虐待防止への啓発活動等の協力体制の強化を図る必要があることから、協働することとなった | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：児童虐待防止の中核機関としての役割、行政として一時保護、措置などの公の指導を行う。 団体：より身近な地域における児童虐待に特化した、専門的な相談窓口として相談を受ける。 | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 情報提供を相互に行っているが、個人情報の保護について配慮している。 県相互の連携、団体との連携を促進できる仕組みとして、連絡会の定期開催をしている。 | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 定期的な連絡会を開催し、相互の連携における課題について整理するとともに児童虐待の対応について共通認識を図る。 | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 児童虐待防止のための相談事業における役割分担として、県の相談事業と、団体の虐待に特化した専門的な地域における相談事業について、お互いに連携及び情報の提供を行うため、協定書を締結して行っている。 | |
| | ②協働事業の効果メリット | 団体の医師や弁護士、保健士等の専門性のあるスタッフによる相談対応により、相談体制の幅が広がった。相談者側から見ても、今までは県への相談のみとなっていたが、より身近な地域における民間の相談窓口を選択できるようになった。 | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 現行の児童虐待防止法においては、連携の範囲が明定されていないから、民間からの通告に基づく連携となっている。 法の中で、連携の範囲を明定されることで、協働の事業が円滑になる。 | |

| 事業名 | ホームレス実態調査 | 対象機関名 | 寿支援者交流会 | |
|----------|------------------------|--|---------|--|
| 項目 | 内容 | | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | ホームレス実態調査の実施 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | <p>平成9年以降野宿者層が変わってきて、県内在住の常勤労働者が終身雇用制の崩壊や工場等の海外移転(安い賃金で生産ができる)で、失業者となり、野宿者となった。県内の野宿者の最長職は常勤・自営が7割、日雇い労働者が3割。横浜・川崎以外では主に厚木などの工業地帯で、このような現状が起きた。県内で約3000名。横浜市内には自立支援センターや法外援助が位置づけられている(川崎では現物支給)が、他の自治体にはその制度はない。そのため全国各地から横浜・寿地区に集まってくる傾向がある。相談の依頼は路上パトロールで受けることが多い。内容によっては後日改めて時間をとって話しを聞くことになる。そのため、街頭のソーシャル・ワーカーと呼ぶ人もいる。</p> <p>実態調査の必要性は団体から提案。自治体としても県内の野宿生活者が増えてきており、実態把握する必要が出てきた。双方で検討し神奈川県として国の法律(ホームレス自立支援法)が出来る前に「神奈川県下野宿者の実態調査を6エリア9自治体にて実行」。</p> | | |
| | ③協働事業の役割分担 | <p>団体：県下の10都市13団体とネットワークし調査実施。その後も支援当事者団体同士で、交流・情報交換を継続している。(団体の事務局長が神奈川県夜回り・パトロール交流会のコーディネーターを務める) 県や自治体ではやりきれない路上での野宿者のケア、生活保護後の居宅訪問などを協力して行っている。</p> <p>県：実態調査の予算拠出。 調査の結果は県の施策という形では具体化されていない。 ただしその後県、自治体は夜回りパトロールに年1回程度参加している。 国において平成14年8月7日にホームレス自立支援法が施行。施行を受けて1月に全国で実態調査を実施予定。しかし神奈川においては、その対象は以前の調査より対象エリアが狭くなっており国、県に交渉中。今後は県の施策、自治体への施策への反映が必要。</p> | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | <p>団体として下請けとならない様に注意している。 ホームレスから自治体と近いという印象をもたれないように努力をしている。役所にもれるのではとおもわれると相談に来なくなる。 現場からの政策提言を行うようにしている。 ただ単に「何々をやれ」というのではなく、具体的な施策に結びつくような政策提言を行うようにしている。</p> | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | <p>お互いに適度の緊張関係を持ち、役割分担をすること。 民間団体には行政にはない柔軟で早急な対応が可能であるが、安定した財源はない。最低生活を保障する生活保護などの権限は行政にしかなく、お互いの特性を活かして、馴れ合いにならないように注意しながら、協力していくこと。</p> | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | <p>実態調査—委託事業—直接ではなく県社協を通して。 調査内容は、支援団体が提案したものを共同で検討。実際の調査は実態を知っている支援団体が主導。 県下の自治体との連携は県が声かけ、団体は県下の団体とネットワークし、野宿者への協力依頼。</p> | | |
| | ②協働事業の効果メリット | <p>調査を通して神奈川県、県下の自治体が野宿者の実態を知ることにつながった。 その後夜間パトロールへの自治体の同行、ホームレス対応についての相談を自治体から団体に持ちかけられるなど、自治体との間にお互いの連携が出来た。 支援当事者団体も、調査をきっかけに設立される団体もあり、ネットワークの強化に繋がった。</p> | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | <p>横浜市だけが自立支援センター、(生活保護)法外援助を位置付けている。そのため全国各地から横浜に集まってくる傾向がある。しかし、地方都市にも野宿生活者は増加しており、各都市での対応が求められている。 特に地方都市は財源もなく、神奈川県が中心となり、県下の自治体に呼びかけ統一的な施策を実現させていくことが必要。実態調査から一歩踏み出すし、具体的な施策としてのガイドラインを県が示せるかどうか、団体のみでなく、県下の自治体の注目が集まっている。</p> | | |

| 事業名 | | ホームレス相談事業 | 対象機関名 | 福祉部生活援護課 |
|----------|------------------------|---|-------|----------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 市町村（政令市を除く）と連携して、ホームレスの生活援護等を行っているボランティア団体等（夜回りパトロール）で市町村の要請に応じて情報交換、巡回相談に協力していただく。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 本事業実施前（平成13年2月）に、地域夜回りパトロールに聞き取り調査の協力を得て実施した。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 今後、ホームレス自立支援法に基づく国の基本方針を踏まえて検討する。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 地域（市町村）の連携のしかたがそれぞれ異なっており、地域により母体の違う支援団体が存在するため、統一的な体制を取らず、市町村の判断に合わせて取り組んでいる。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 支援団体、NPO等は、母体が日雇労働者組合、ボランティア団体、宗教法人等、多種にわたり、その目的、動機等も違っており、一義的に協働できない。事業、地域の特性を踏まえて、柔軟に対処すべき。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | ホームレス相談事業における、相互の情報交換による協働事業 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | ホームレス個人の正確な情報を得やすくなる。それぞれの取り組みにより、ホームレスの方々に、複数の視点、方法により支援できる。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 支援団体、NPO等は、母体が日雇労働者組合、ボランティア団体、宗教法人等、多種にわたり、その目的、動機等も違っており、一義的に協働できない。事業、地域の特性を踏まえて、柔軟に対処すべき。 | | |

| 事業名 | | AIDS文化フォーラム in 横浜 | 対象機関名 | AIDS文化 フォーラム組 織委員会 |
|----------------------------|------------------------|--|-------|--------------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒア リン グの 概 要 | ①事業概要 | AIDS文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する予防・啓発、参加団体、患者支援者のネットワークづくり | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成6年に横浜で開催された「第10回国際エイズ会議」の周辺に参加した市民団体が、この会議をきっかけにして市民のために開かれたフォーラムを開催しようとして「AIDS文化フォーラム in 横浜」が結成された。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：資金、ボランティアの動員など。 県：会場の提供と広報、教育機関への広報など 企画・運営は県の職員も参加しているが、事務局もNPOで主導している。医師や看護婦などの保健所の職員もボランティアとして参加している。 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | ボランティア、支援民間団体、事務局、行政の役割、バランスに配慮している。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | YMCAという事務局に依存しすぎているきらいがある。今後は、団体の中でネットワーク化、事務局を担う人材の育成、エイズ問題への専門家の育成が必要になる。 | | |
| 調 査 者 の 所 見 | ①協働の形態の特徴 | 県との共催だが、財政的な援助はなく、運営委員会に県の職員も参加して企画しているが、県も参加の1団体であると言っていることから、団体が事務局も持っており、かなり自立した事業といえる。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 行政とのつきあい方や話の仕方などについての助言を県の職員から受けている。(県の側に施策への位置づけが曖昧なのか、県が裏方に徹しているせい、協働と言っても団体側が主導して活動している。「県も参加団体の一つ」と話しているようにもう一つ県の存在感は感じられなかった。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | | | |

| 事業名 | | AIDS文化フォーラム | 対象機関名 | 衛生部保健予防課 |
|----------|------------------------|---|-------|----------|
| 項目 | 内容 | | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | エイズ文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する啓蒙・啓発、参加団体、患者のネットワークづくり | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成6年8月に横浜で開催された「第10回国際エイズ会議」に対し、市民のための会議を市民の手で実施しようという趣旨で始まったのがきっかけである。現在、AIDS文化フォーラム組織委員会と県は共催してAIDS文化フォーラムを開催している。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県： 会場・会議室の確保、広報協力、人的支援 団体：事務局、企画、運営 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 運営委員会の中で、県は事務局でもなく黒子に徹することが大事であると考えている。 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 定期的な連絡会議の開催（運営委員会を月1回開催） 現在の所、本事業について、方針ややり方について特に変わらず継続していく予定。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 組織としては、組織委員会＞運営委員会＞ボランティアの階層となっており、県は組織委員会のメンバーではない。実動隊は運営委員会で、県職員がメンバーとして入っている。事務局は民間（横浜YMCA）である。企画、運営は運営委員会が主となっている。企業の寄付や助成金で資金を賄っているため、より自立した形となっている。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 行政、運営委員会のメンバーであるNGOのそれぞれが得意分野やネットワークがあるので、お互いその方面で活動することによって相互補完できる。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 県の担当者は定期的に交代するため、引き継ぎと事務の流れに多少手間取ることもあるが、事業を開始してから15年度は10回目となるため方策等は整理され完成されている。 | | |

| 事業名 | 桂川・相模川流域の環境保全事業 | 対象団体名 | 桂川・相模川流域協議会 |
|----------|------------------------|--|-------------|
| 項目 | 内 容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくために市民・事業者・行政の三主体の協働の仕組みとして、「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。 | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 平成4年山梨県・神奈川県水質保全連絡会議スタート。平成7年～9年度の3か年計画で環境省の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催。平成9年アジェンダ21市民会議が発足し、「市民案」を作成。市民・事業者・行政の三主体と、助言者としての環境庁、建設省がアジェンダ検討委員会を立ち上げ、平成10年桂川・相模川流域協議会が設立された。また同年、上流域の山梨県で桂川北都留地域協議会（現在、桂川東部地域協議会）を設立。平成12年、下流域で相模川湘南地域協議会を設立し、地域の実情に合わせて「アジェンダ21桂川・相模川」の普及及び啓発に努めている。 | |
| | ③協働事業の役割分担 | 国土交通省、神奈川県・山梨の両県、市町村、事業者と市民で協議会を結成。財政的には行政の負担金、事業者及び市民の会費で運営。現在では、代表幹事は市民代表2名と山梨県担当部長が就任し、事務局は神奈川県・山梨両県の担当課が担い、市民も事務局を置いて、三者の協調は良好。事務局長は神奈川県大気水質課長が担当。 まず三主体の各部会で協議し、最終的に幹事会で協議し、決定。必要に応じて専門部会を設置。事業として、クリーンキャンペーン、流域シンポジウム開催事業、上下流域交流事業（植林、洋上観察）、調査事業（洗剤、ホテル生態等）、学習会事業（含む体験学習）等があり、多くは市民が主体的に企画立案し、三者で協議し、協調して実施。他に機関誌「あじえんだ113」は三主体参加の編集会議、また市民からの発案によって市民運営で公式ホームページを開設。 | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 三主体が立場を認め、それを超えて協議し生み出した「アジェンダ21桂川・相模川」の合意、これが協働事業の原点。協働事業を展開するとき、この共通認識を繰り返し徹底する普及・啓発が必要。三者が実施に際し共に感謝と喜びを持つこと。 | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 協議会の運営は、協議会規約をベースに、県と協議し、合意を形成することを遵守している。会計は県の事務局で実施しているが、市民側でもより会計・事務体制を整えていく必要がある。そうしないと、県のやり方に縛られて市民側の自主性が十分に生かせない。そして、責任感も育たないというマイナス影響が生ずる恐れあり。 | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 河川や水の環境保全については元来協働でなければならない事業との共有認識あり。行政は法や条例に基づいて施行。市民は、個人的でアイデアに富んでいて、行政にはない専門性を持っていると市民側は自認している。 | |
| | ②協働事業の効果メリット | 平成9年に両県からの呼びかけで始まったが、当初は、県も国土交通省もどのような意見も話合おうという姿勢があり、互いに認めあい、創造的な場を共有できた。現在では、市民の提案を施策に反映させる筋道ができた。 | |
| | ③協働を進めていく上での課題 | 長い会議時間で込み入った議論が多い、流域全体の範囲が広く、市民側も息切れ気味。アジェンダ21の協働による策定後、課題の中で、森・里山づくり、多様な生物との共生、散乱ごみ等の回収、支流の河川整備等については、協議会及び加盟団体が着実に実績を積上げている。しかしながら、視野を更に広げ、時間と予算を投入をしないと解決できない課題（水源林の保全、水量・水質の確保・保全、大規模開発工事・公共事業の見直し等）が多々あり、県担当課にためらいが出るのではないかと市民側は心配している。県側には市町村と対等な関係で進めること、事業者側へは連携・協調にはもっと積極的であって欲しいことなどの期待あり。市民側としても行事等をもっと楽しいものに変えていくことなど改善意識がある。 | |

| 事業名 | 学習会事業 | 対象機関名 | 環境農政部大気水質課 |
|----------|------------------------|---|------------|
| 項目 | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくための市民、事業者、行政の協働の仕組みとして「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。 | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | 山梨、神奈川両県が、桂川、相模川の流域環境を長期的に保全するため、平成7年～9年度の3か年計画で環境省の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催し、課題提起と合意形成を行った。 | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県： 協議会の事務局業務を担当 団体：事務局業務、代表幹事を務める | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 「アジェンダ21桂川・相模川」の策定及びその推進にあたって、多岐にわたる施策・事業を各々実施している行政の取組みが重要であるため、行政内部の合意形成を十分に図るようにしている。 | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | より多くの市民、事業者、行政の参加を促し、活動の輪を広げていく。 | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 国、神奈川・山梨の両県、市町村、事業者と市民で協議会を結成し、行政の負担金と事業者及び市民の会費で運営している。 | |
| | ②協働事業の効果メリット | 多くの行動指針、行動計画を盛り込んだ「アジェンダ21桂川・相模川」に基づき、3者（市民、事業者、行政）が協働して環境保全行動を進めている。 | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 3者（市民・事業者・行政）の相互理解 主体別部会及び幹事会での十分な話し合いが必要。 | |

| 事業名 | | 地域安全サポート事業 | 対象機関名 | NPO 法人日本ガーディアンエンジェルス横浜支部 |
|----------|------------------------|---|-------|--------------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動に努める。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | ワールドカップ期間中をはじめとした犯罪防止パトロールなどの地域安全活動の強化への社会的要請 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 団体：犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動により防犯環境の保全に努める。 県：特定非営利団体日本ガーディアンエンジェルの活動に関連して警察権を行使 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | 関係する法・条例の運用。警察当局との緊密な連携 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 自治会・町内会等の地域組織との連携を強化する。防犯環境の確保を主な目的として、より効果的な防犯パトロール及び泥酔者対策を含む応急処置の活動の強化。チームを強化し活動地域の拡大を図る。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 警察当局と市民活動団体との協働であり、市民活動団体の側も、刑事警察等に係る法知識の学習、現行犯の身柄確保の技術の訓練を欠かすことができない。また、救急救命法・無線通信等についての一定の資格を取得する必要がある。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 神奈川県内にある警察署管内で行われた特定非営利活動法人日本ガーディアンエンジェルス横浜支部チームの犯罪防止パトロールにより、その期間中、その管内の少年による「ひったくり事件」の発生が皆無となった例がある。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 警察当局が、地域安全の目的を共有できる市民団体の活動に十分な対応ができる体制を整えること。すでに参加している防災活動への防犯の面からの取り組み。 | | |

| 事業名 | | 地域安全サポート事業 | 対象機関名 | 県警生活安全部 生活安全総務課 |
|----------|------------------------|--|-------|--------------------|
| 項目 | | 内容 | | |
| ヒアリングの概要 | ①事業概要 | 神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生の防止するパトロールなどの活動により犯罪環境の保全に努める。 | | |
| | ②協働事業に至るきっかけ | カーディアンエンジェルズは自立して活動している団体であり、県警が行う各パトロール活動に自主的に参加してもらっている。 | | |
| | ③協働事業の役割分担 | 県：団体の活動に関連して警察権を行使する。 団体：犯罪の発生を防止する活動 | | |
| | ④協働に当たって特に配慮している点 | ガーディアンエンジェルズメンバーの受傷事故 | | |
| | ⑤よりよい協働を進めていく上での今後の考え方 | 団体は、本事業においては手弁当で活動している。特に委嘱などは行っていない団体に対し、県の制度としてボランティアとしての支援を行う制度が必要ではないかと考えている。 また、別方策として、(社) 県防犯協会連合会での補助金を検討することも考えられる。 | | |
| 調査者の所見 | ①協働の形態の特徴 | 警察の見解としては、自立したNPOが県警の活動に参加しているというものであり、特に連絡会等定期的な会議は行っていない。そのため、形態は「活動参加機会の提供」「情報提供・情報交換」である。 | | |
| | ②協働事業の効果メリット | 警察ではどうしても権力の発動になるが、NPOは法律に縛られず臨機応変な対応をすることができる。そのため、犯罪等を未然の段階で止めることができる可能性がある。 | | |
| | ③協働を進めて行く上での課題 | 県警の見解にもあるとおり、財政的な支援ではないか。 | | |